

《翻 訳》

ルドルフ・シュプリングー [カール・レンナー]

『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』
第一部：憲法・行政問題としての民族的問題(3)

太 田 仁 樹

- 序説 (第37巻第3号)
 - 第1篇 問題 (第37巻第3号)
 - 第2篇 民族的理念の公準
 - 第1章 民族的区分 (第37巻第4号)
 - 第2章 民族的理念の法的公準 (本号)
 - 第13節 個人の権利
 - 第14節 民族全体
 - 第15節 国家に対する民族の法的地位
 - 第16節 民族的権利の内容
 - 第17節 公準の概観
 - 第3篇 秩序ある国家行政の公準 (以下、次号)
 - 第4篇 国家的公準と民族的公準の妥協
 - 第5篇 民族的自治と国家連合の実現としての多民族=連邦国家
- 付録

第2篇 民族的理念の公準

第2章 民族的理念の法的公準

第13節 個人の権利

属人原理は、民族的諸集団を、相互に区切り、また国家に対抗して区切り、事実上の存在として彼らを純粹に表現する。だが、民族 (Nation) は、純粹に事後的な社会学的形象にすぎないものではなく、法的現象でもある。そこから、個々の民族同胞と民族全体のための法的地位の公準が現われる。

オーストリアにおいて民族集団の法的地位がしばしば問題となるとき、最も憎みあっている敵同士が一致して次のように確言するのを聞く。われわれは同権を望むのであり、同権以外の何ものも望まない！ 最初から法律の文言はこのスローガンを受け入れているのであり、そのような想定が実効的な法規なのか、単なる無邪気な願望であるのか、問われることはなかった。多民族問題をどのように調整しようとするのか、集権主義的にか、連邦主義的にか、帝室直属地自治の道か、民族集団自治の

道か、調整が法および法律に従ってなされるべきならば、まず次のことが問われねばならない。権利は誰に帰属すべきなのか、その内容は何なのか、どのような刑罰規定があるのか、その不可侵のためにはどのような確実な担保があるのか？ このような純粹に外面的で、法技術的な前提条件に適わない法規は、最初から無効である。民族法（Nationalitätengesetz）が諸個人の権利と諸民族の権利とを対象にできるだけなのは明らかである。まずわれわれは前者にとりかからねばならない。

すでに最初の公式の前提、法的主体の確定に際して、考えうる様々の原則がある。そのなかの一つに決めなければならない。民族帰属（Nationsgehörigkeit）の把握は、多面的な学問的解明の対象である。特に、それは統計学の困難な課題である。この関連では、1874年のペテルブルクの国際統計学大会での討議とそれを補ったフィッカーとケレティの意見に、特別に注目すべきである。民族性（Nationalität）を確定するには三つの可能性がある。1. 民族学的（ethnologisch）な指標によるもの、2. 母語によるもの、3. 日常会話語（langue parlée）によるもの、である。大会は、民族帰属の統計学的把握のための合目的性を考慮して、最後のものに決めた。

この三つの指標のどれも多民族問題（Nationalitätenfrage）の国法的調整にとって十分でないことが、いまや明らかである。演繹的方法で結論を探る前に、複数信仰状況との類推によって事柄を明瞭にしたい。

複数信仰の問題は、その諸段階がわが国の民族闘争にしばしば似た、数百年にわたる格闘の後に、現代の法治国家において、平穏とはいかないまでも、法的な妥協に到達した。複数の信仰が、ほとんど摩擦なしに、市町村、郡、領邦の中で固有の管理をおこないつつ共存している。信仰上の生活や法の内容と民族的な生活や法の内容とは、基本的に異なっているとはいえ、信仰間の形式的な法的区分と、教会と国家の間の形式的な法的区分——これだけがここでは問題になる——とは、豊かな類推を可能にしている。

信仰への帰属はどのように調整されているのか？ どの信仰も、個人の所属を変えられないものとみなす傾向がある。宗派の教義によれば、洗礼、割礼等々は、われわれにぬぐい難い指標を刻印する。信仰そのものも、国家生活のなかで決定をおこなう限り、恒常的な矛盾と闘争の源泉となる。世俗的共同体としての国家は、歴史的・経済的に共生せざるを得ない諸信仰が互いに排斥し攻撃しあうのに干渉することはできない。国家は個々人の意思の明確で自由な表明を重視し、このまったく宗教的・儀礼的でない行為に、信仰の領域における法形成力をあたえる。法律上（de jure）、成人はその信仰を自由に選ぶことができ、未成年者のためには、親権者が選ぶことができる。国家にとっては、宗教監督官への説明だけで十分であり、そして正当である。共通意思としての法秩序は、いつも個別意思だけに依拠している。法人および自然人の表明する意思は、法的生活の魂である。すべての法的連関は意思連関の形をとる。法益、すなわち物質的および観念的な利益は、諸個人の意思内容として明らかにされる。命令において、法は土地や建物には向かわない。法は人間の意思にしか向かわない。そう考えるほかはない。民族帰属については、その権限のある官庁での個人の自由な民族性宣言によってしか決めることはできない。個人のこの自己決定権が民族のそれぞれの自己決定権（自決権）のひな形を形成する。生まれながらの民族から離脱することが、人種的民族主義者（Rassennationale）にとって不快なのは、宗旨替えが篤信者にとって不快なのと同様であろう。しか

しながら、このような成り行きに対する判断は、国法ではなく、民族的モラルに帰すものである。

民族集団 (Nationalität) を正しく理解するものは、この成り行きを論争の余地のないものと見なさなければならない。言葉の用法は確認されている。それに従えば、国法概念としての国民 (Volk) は国家体制への帰属を表し、法的平等権を持ち、種族 (Volksstamm) は民族学的な共属性を表し、対等な地方語を持つが、民族集団は精神的および文化的な共同体であり、この文化的共同体の表現としての顕著な民族的的文章語 (文学) を持つ。精神的および文化的な共同体への帰属にとって、この帰属意識以外のどんな基準があるだろうか？ 「母語」ではない。たとえば、シャミッソーは、精神的・文化的にドイツ民族 (Nation) に属している。「日常会話語」も駄目である。ロンドンのイタリア亡命者は、日常生活で英語だけを用いるにしても、イタリア人であり続けるからである。一体、明示的な民族性宣言による以外に、法的な生活において民族意識はいかに把握することができるであろうか？ もちろん民族生活は、おもに言語共同体を通じて表明される。だが言語共同体は、民族的・人種的共同意識の本質的な表出ではない。オーストリアのスラヴ諸民族 (Nationen) の共属感情は、彼らがしばしばドイツ語で一緒に討議し——話すことのなかに、現われているのだろうか？

上記の意味で、民族性宣言はどのような意義を持つのだろうか？ 国家基本法の第19条によれば、すべての種族は平等である。どの種族もその民族性 (Nationalität) と言語の保持と涵養について不可侵の権利をもっている。だが権利は、しかも「不可侵」の権利は、上述のように、法的な主体だけが持つのである。その侵害に対しては、法的な主体だけが告訴することができる。告訴が不可能で、実施が不可能な法規などというものは、法規ではなく、無邪気な願望である。そもそも民族集団の権利が存在すべきならば、既述の宣言によって基礎づけられた民族帰属が、カトリック教会、成人、父の身分等々と同様な個人の法的地位資格となり、民族帰属が主体としての公的権利を基礎づけているということが必要である。その本質的な内容は、要約すると以下のようなものである。

1. 民族 (Nation) への帰属は、その文化財に参加する資格であり、負担を共に担う義務であり、それゆえ自民族に対する権利の要求と義務である。ブルジョアの諸党派は、民族問題を国家と民族の関係および民族相互の関係としてしか見ていない。彼らの闘争対象はまずもって受任的官職高権である。この点については、大衆はほとんど関心をもっていない。それに対して、労働需給の法則によってヴァツラフ王冠の諸邦の外へ追い出されているチェコ人労働者にとっては、チェコ人の教育団体を創設し、自民族の権利保護を要求する権限を持つことが非常に重大なことである。しかしまた、ガリツィアの小さな都市に駐屯しているドイツ人将校にとっては、彼が貢献している民族に子供のためのドイツ語講座を開設するよう要求できることが、重要かもしれない。自民族に対する権利もあるのだ！

2. 民族的権利が侵害された場合、ならびに民族的動機による個人の法益に対する迫害と毀損がある場合の、民族の違う (Nationsverschiedene) 個人および団体としての異民族 (fremde Nation) に対する提訴の公認。もしもオーストリアに住むオーストリア人が、たとえば外交的方法で賠償を受けるオーストリアに住む英国人よりも無保護であってはならないとすれば、個々の罪人が確定されない場合に、チェコ人によって掠奪されているドイツ人、ドイツ人によって掠奪されているチェコ人は、異民族集団に対して代理訴訟をせねばならない。

3. 国家の権力範囲が諸民族集団に留保されていた権利領域に拡大する場合の、国家に対する民族

的な権利の保持の公認。

以上述べたことで、個人の民族的権利の内容についての輪郭だけが示されたと言える。そこでは、法の技術そのものから流出する主体の諸関連を図式的に説明することが問題であった。だが闘争の代わりに、法連関が現われ、民族的諸問題が法律的に調整されるべきであるなら、まず法的主体を法学的指標に従って確定しなければならないということは、まったく明白なことである。それゆえこの資格要件、すなわち主体としての個人の公的権利は、問題の法的解決に不可避の法学的な前提である。上述の宣言を既存の台帳に記入すべきか、固有の民族台帳に記入すべきか、あるいはむしろ制度全体の主要目的に沿って学校台帳に記入すべきかは、目的に適っているか否かの問題である。

わたしと同時にヘルマン・フォン・ヘルンリットが要求した民族台帳の考えには、多くの反対者がいる。彼らの主張によると、民族的帰属を記帳して固定化することで、転入してくる要素が言語上のマジョリティに同化するのが妨げられ、領域内が一言語にうまくまとまるのが困難になるとのことである。その上このような制度は、多くの策略の誘因となるという。われわれのいう意味の民族性宣言が単なる意思表示だったら、このような批判はすべて当てはまったかもしれない。だが民族性宣言は、権利と義務を生み出す行為である。それによって、父親は子供を民族学校（*Nationalschule*）に通わせ、その費用を共に負担する義務を負う！ それによって、彼は国家から権利を手に入れるための言語を決める。それによって、彼は地域のマジョリティが所有するすべての福利施設から排除され、民族的ではあるが遠くにある援助を求める権利を得る。諸民族集団の自治的生活が強くなるほど、自分と子供たちの国家における位置と意義について父親が宣言によって決定することは重要になる。それは悪意ある権限の執行を排除する。最も重要なことは、それが民族主義的宣伝の攻撃をまったく的外れなものにすることである。今日では民族主義的煽動は何とたやすいことであろう！ 拳骨と口先の英雄が諸民族（*Nationen*）を導いている。互いに必要なので、その成員と個人的に仲良くしている他民族（*das andere Volk*）を民族の「敵」にして、それに対して無責任にも熱しやすい群衆をけしかけているのである。民族的文化活動は、煽動集会の演説の中にあるだけである。集会の外では、民族主義のライオンの皮を脱ぎ、再び「隣人」となる。こんな風に安っぽい政治をやっている。民族性宣言は、日曜日のピアホールのお祭り騒ぎではなく、法制度であり、権利と義務であるので、真面目な考慮を必要とし、各民族集団は決心のつかない者や散居している者に対して魅力を持つようとして、真面目な民族的文化活動をおこなうのである。民衆教育（*Volksbildung*）、救貧事業と福祉活動、経済的・精神的な成功のために、民族集団が構成員に多くをなすほど、民族集団は支持者を確保し、大きな拡大能力を持つようになる。法はいつも国家に恩恵を与え、諍いに代わって平和な競争をもたらす。そして民族的問題においてもその使命に忠実であり続けるであろう。

ヘルマン・フォン・ヘルンリットは民族性宣言に重要な法的効果結びつけなかったもので、つねに任意に民族性を変える自由は彼には懸念すべきものに思われた。したがって彼は、人口調査とともにその都度実施されるべき、つまり10年ごとにおこなわれ、その間は宣言が拘束され変えられないような民族登録（*Nationskonskription*）を提案した。唐突で気まぐれな事態に帰結するに違いない法制度に、私は与することはできない。ここで要求されている諸個人の民族的自治（*nationale Autonomie*）に反対なら、明示的な宣言に代えて、暗黙の宣言をおこなうことができる。たとえば長期的居住地の

選択、民族学校 (nationale Schule) への子供の登録、完全な単一言語地域での郷土権の取得について、民族性宣言が効力を持つと法的に推定できるような制度を提起することができる。だがこの留保条件は何のためなのか？ それはつねに動機だけに、しかも個人の選択を導く個々の動機だけにかかわるのである。この動機こそは、まじめな決定に際して現実的な効力を持つのである。自分の子供のためにチェコ語学校の金を出し、子供の故郷であるヴィーンでの立身を邪魔するような、ヴィーンに住んでいる数千のチェコ人だけがいるなどと、誰が信ずるであろうか？ そうするのは、ペーメンやメーレンに家族と共にまた帰るつもりの方だけであろう。それは当然のことである。無責任な空語が蔓延するところのみ、排外主義がはびこる。だが、子供の幸不幸を正確に考える場合には、そうではない。それゆえに、成年になって移住してきた者が、民族的に援助のない状態にならないように、自分をその民族性だと宣言するが、子供たちと共に成長する圧倒的なマジョリティの民族性だと宣言することは、予期できることである。特に、互いにドイツ語で意思疎通しなければならないマイノリティ自身がチェコ人、ポーランド人、スロヴェニア人、イタリア人から構成されているヴィーンでは、民族主義的な考慮は幽霊に対する恐怖のようなものである。

だが、マイノリティ自身による学校のバイリンガル化はありうることも知れない。国家にとっては、まことに好都合なことである。もし誰に対しても他の地方語 (Landessprache) の一つが教えられているギムナジウムがヴィーンにあるのに、頑な民族的信念から、息子をチェコ語を教える施設にもポーランド語を教える施設にも通わせないで、しかも立身をいっそう確実なものにしようとするドイツ人の父親を、探してみたいものである！ まさにそのようなドイツ人は、単一言語状態に固執することで、われとわが身を最も損なうのである。言語知識が増大することによる脱民族化を恐れることはない。ドイツ人がオーストリアの諸民族 (Völker) をそれぞれの母語で統治するのをあまり困難なことだと考えなければ、おそらく彼らがオーストリア全体をなおもずっと支配することができるであろう。

第14節 民族全体

規範が社会的な営みに対して効力を持つためには、どの規範についても立法者が提示しなければならない法的主体、法的内容、法的制裁についての問題が、民族全体およびその有机的部分に対しても生ずる。主要論点について明らかになるまでは、民族法について語ることはできない。諸種族 (Volksstämme) は集団全体であり、それがいかに望ましくなくても、多民族国家においては、そのようなものとして扱わなければならない、という結論を回避できない——そして私は率直に告白するが、それを免れるための一切のことをした——のであるから、この厄介な事実に対応の措置をとり続けるよりほかない。既に強調したように、平等は純粹に消極的な原則であり、民族的権利の性質について何も語らないということは、すべての純粹な精神が純粹であるという断言によっては、純粹なある精神の本質について知ることがないと同様である。民族的権利とは諸民族 (Nationen) の権利でしかありえない、ということは自明である。だがわが国では、自明なことが自然に理解されることはない。あされるほどの頑固さで、民族理念の擁護者たちは、50年間来、帝室直屬地の権利のために闘っている。

まさに決定的な点で、諸民族の代わりに帝室直属地を押し付けるなら、民族的問題（*nationale Frage*）を解決できないのは明らかである。あるいは、帝室直属地の自治から民族的平和が確実に導かれることをあらかじめ証明すべきである。その証明が提出されないかぎり、多かれ少なかれ国家行政と地方行政を分権化する問題、あるいは多民族問題についての別の連邦主義的な方策（第29節および第30節）や代替策は提起されない。理論的な考察にとっては、一つの論点で研究対象を取り替えることは不可能である。諸民族集団が、相争う諸党派や政治的喧嘩屋ではなく、重要でしかも平和的な法的構成要素であるべきならば、すべての法的生活の所産と同様、それは人格として生み出されることが望ましい。

民族そのもの（*Nation*）が、国家行政における確かな法的実効範囲を持ち、それが言語法によって基礎づけられ、保障される必要性は、政治家たちの頭にも浮かんでいるが、彼らはそのような法律の法学的前提については明確でない。われわれはそれをより詳細に述べる必要がある。

国家的諸規範は二重である。その一部は、国家公民（*Staatsbürger*）の権利と義務とを基礎づける。この意味での国家公民は、まず自然人であり、そして人間集団である。

だが社会に現われているどの集団も、そのまま権利と義務の主体となりえることはない。組織されていない大衆、単なる人間の群は、持続的で変わらない意思を持つことがなく、法的生活に有効な永続的行動をとることができず、したがって規範にとって把握可能な形象ではないからである。だから人間集団は、組織され、法秩序によって法的主体となる能力を与えられなければならない。よく知られているように、そのような形象は法的人格と呼ばれ^[原註13]、広い意味で国家公民でもある。国家公民に権利と義務を受ける諸規範は、言葉の厳密な意味で法律と呼ばれる^[原註14]。別種の諸規範が国家公民に直接関係することは決してない。それは、官庁有機体の内部で機能するもので、そのなかで国家諸機関への委託や委任がなされるのである。この権力の授与と委託の総和が国家機関の権能を形成する。このような諸規範は、厳密な意味での法令と呼ばれる^[原註15]。

したがって、実質的に考慮される言語法と言語令の区別は以下にある。すなわち、言語法は国家公民自身に民族的権利を容認し、民族的義務を課すものであるが、言語令は官庁に、何をおこなうべきか、あるいは何をさせるべきかを命令するものである。だから法律は国民（*Volk*）自身に関係するのに対し、法令は言語問題を内部の官職問題だと見なす。事柄全体が国民と諸民族（*Völker*）自身に関わる問題ではないと考える人は、法令で満足するかもしれない。それゆえ、言語法に熱中している読者には、あまり早い目標達成はないのかもしれない。言葉が法律と法令という二重の意味を持つ場合に、誰もが考えることだが、政府ではなく議会が決定しなければならないということをまず考えるからである。だから彼は、形式的意味での法律だけを要求し、必要な実質の意味での法律を要求しないのである。

だから、ドイツ人が譲って、スラヴ人に権利を容認するほど寛大であっても、彼の親切な贈り物がスラヴ人のものになるのを望むだろうか？ チェコ人は、獲得したものが彼のものになり、その民族（*Volk*）のものになるのを望むだろうか？ 議論があっても、遺産がその民族の者と諸民族集団のものになり、プラハやレンベルクの代官のものにはならないことが、結局すべての人の意見になるのだろうか？ だが何をしようとしているのか？ 諸民族（*Nationen*）は——法学者たちは後に言うであ

ろうが——相続することができない。それは法においてはまだ生まれていないからである。そう、決して誕生して (nascituri) いないのだ。遺産は国庫に、すなわちつねに代官に帰属する。

諭えをやめて、考えていることを率直に話そう。言語令が立法によって発せられ、「言語法」のラベルをつければ、十分なことがなされたと考えられている。しかしその後で、われわれが「法律」の規定を法律用語からドイツ語に翻訳すると、それらは次のような内容になるだろう。代官および、その提案により、大臣はドイツ語地域ではドイツ語のできる官吏を、チェコ語地域ではチェコ語のできる官吏を、混合地域では両言語に熟達した官吏を任命すべきである。——それは立派なことではないか？——しかし、われわれは物事をもっと子細に見てみよう。偶然に——偶然以外の何者でもなく、ドイツ人に好ましい体制のなかにあると仮定してみよう。したがって代官は憲法に忠実で、チェコ語地域に、チェコ語が「流暢」であるが、ドイツ人である官吏を任命する。——だがドイツ人がチェコ語をならうのを禁止することはできないのか？ 明日スラヴの風が吹き、代官が封建貴族であれば、ドイツ語地域にドイツ語のできるチェコ人の官吏を任命する。——神よ、チェコ人がドイツ語を習うのを禁止できないのか？ いまや「言語法」から何を得るのか？ 平和を得るのか？ 否、依然として喧嘩は耐えない！ どこに訴えるべきなのか？ 帝国裁判所へか、行政裁判所へか？ しかし、官庁は委託の業務と機能を持つが、われわれは個人および民族 (Nation) としては、主体としての権利を何も持たない。行政の濫用に対抗できるのは、大臣の議会に対する責任である救済だけである。だから議会へ！ だがそこを見ると、われわれは多数派を持たない。われわれは持たず、他者が持っているから、われわれの聖なる権利は傷つけられる。大臣は煉獄から浄化されて現れる。罪のない天使よ！ かくして妨害だけが続く。

思いかえせば、わたくしは哀れな馬鹿者で、
前よりも少しも利口になっていない。

なるほど、法律をつくるのは簡単だが、法律として機能するか否かが、第一に問題である。諸民族 (Nationen) のために法律をつくる意欲があって、はじめて諸民族がつくらなければならない。それは困難で、晴れやかならざる手続きなので、——明らかにマリア・テレジアのまったく不幸な単なる見誤りの結果として——歴史的に受容されてきた諸領邦が、民族的権利の担い手として利用され、諸種族 (Volksstämme) だと思い違いされた老いぼれの驢馬の背に諸権利が託されることになった。宿命的な怠惰！ それはわれわれの帝国の平和を失わせた。

われわれは官職権を例にした。後に、個々の民族的法制度にとって、法の担い手と法の担保の問題がいかに重要であるかを見るであろう。民族的法制度の不動の目標——それを強調しすぎることはありえないが——は、戦争状態を法状態に転換することである。それには、裁判の担保のない単なる法律では不十分である。議会における不平や闘争を、法廷での、この場合には憲法裁判所での訴訟と審理で代えなければならない。それはまた、精神的な抵抗を目指す者に浮かんでくる苦い現実である。有機的な国家制度なしに、意味深長な幾つかの条文による解決だけが初めから考えられていて、しかもオーストリアの人びとの怠惰、創造力の貧困は知られているからである。だがここで、彼らに呼

びかけなければならない。もし汝らが平和を欲するとしても、平和は可憐な花のようにある日荒れ野に生い立つことはないであろう。それは苦勞して手に入れなければならない。汝らがこの力を持たないなら、どんなよい意図も損なわれるであろう！ 諸民族集団を憲法体制に組み入れることなしには、民族的権利も、悶着の終結も、純法技術的にはまったく不可能である。個人と民族それぞれ自身が権利をもたないような民族法はその名に値するものではない。

民族（Nation）の憲法体制への組み入れが困難であることは、そのまま認められるべきであろう。だが困難はわが国家制度の特色の中にこそある。簡単な解決策があると信ずる人がいるだろうか？ ユートピアは方策ではない。

チェコ人の国法と——私がドイツ急進派を特徴づけたような——ドイツ人の国法とは、それらが民族的問題を解決せず、永続化するということを度外視しても、不快なユートピアである。それらは過去のユートピアであり、周知のように常に実行不可能なままであるからである。

第15節 国家に対する民族の法的地位

諸民族集団は、純粹に事実上の存在で、法的にはまだ把握されない存在から、公法上の法的主体として、民事的および国家的な法的生活へと導かれると、ただちに以前から法的土台の上で動いている諸人格と多くの連関の中に入る。同言語や異言語の諸個人との友好的および敵対的な関連、市町村や諸領邦との関連があるので、諸民族集団は、自己の存在を国家に通告し、国家と対峙したいなら——対峙するためには、最終的に国家である皇帝陛下の前に立たねばならない。この新しい人格はすべてまったく確かな具体的利益を実現するという存在目的をもっているからである。それは利益に関わる存在であるだけでなく、国家がその存在理由（*raison d'être*）を尊重するのに利益を感じている存在であり、そのように国家に要求する。

民族（Nation）と国家の法的な関係について明確にするためには、まず国家の全体意思に対する個人的利益の位置を問題にしなければならない。古代国家は個人をすべての諸関係と諸欲求とにおいて包含している。個人は国家の中に解消している。個人の特性よりも血の統一が強く意識されていた部族組織や氏族組織の影響である。そこでは、氏族からの排除や国家からの追放は死に劣らぬ重大事を意味していた。近代人は、多くの関連において、法律上および事実上、国家の外部にある。私的な生活における彼の行動は、世論にとっては必ずしもそうではないにしても、法と国家にとってはどうでもよいことである。検察官が彼の日常の行状を監視することはない。平時にはトーガを、戦時にはマントを着るように、服装規定が彼に指示を与えることもない。今日では、ある範囲では、個人は法秩序によって意図的に国家から切り離されている。この国家から自由な範囲は、極めて私的で純粹に個人的な利益の実現に役立つ。その利益は、今日ではもはや古代のように画一的なものではなく、所有と労働が神聖視される社会ほど多様である。

ある点では、個人は国家から切り離され、単なる人間であり、公民ではないが、他の関連では、国家に属する。国家に属する個人は諸権利と諸義務の担い手である。彼は人間であるだけでなく、法的に人格である。義務の担い手として、彼は国家の服属者であり、義務主体である。国家への服属状態を通して、国家はその市民に対し影響力を持ち、命令し、禁止し、国家にとって不可欠な仕事を實現

する。それなくして国家は存立しえず、活動できない。兵役義務と納税義務は服従者の最も重要な指標である。

暴政においてさえも、国家に属する者は納税するためにだけ存在するのではない。すなわち、彼は法的（権利）主体である。まったく自由のない共同社会においてさえ、彼は法律と制度の恩恵を享受する。彼は集合意思の受益者であるが、その創造者や管理者ではない。国家公民という状態によってこそ、個人は国家に対する影響力を獲得する。それは、国家と国家の意思を形成し、その目的を決定することを助けるからではなく、国家の配慮の正当な対象としてなのである。暴政においてさえ、個人は裁判官と官庁に訴え、それらを個別利益の実現に利用する権利を持っている。国家に服属する個人が国家の利益に奉仕するので、国家は公民の利益に奉仕するのである。ある場合には、国家のために人間が存在し、別の場合には、人間のために国家が存在する。

この相互関係だけでは、国家の存在は汲み尽くされない。個人と国家とは互いのために存在するだけでなく、諸個人の全体は国家を構成しもする。どの個人も国家の構成員と機関である。国家はその市民の生活と志向の外にある別個の存在ではない。全体の意思は、すべての個人の意思に他ならない。法、国家の意思を自分のために利用するだけでなく、共に形成することで、国家に属する者は、国家の機関、能動的公民権（active Staatsbürgerschaft）の状態になる。能動的市民が単なる国家構成員と区別されるのは、共同社会に対する関係が、服属者の場合のように義務だけでなく、公民の場合のように権利だけでもなく、権利と同時に義務、すなわち国家に要望し、行動する権限であるということにある。この権限を国家公民の権利に対立する個人の「積極的権利」と呼ぶのは不正確である。これはつねに同時に義務の契機も含んでいるのである^[原註16]。

国家内の諸集団、すなわち市町村、コルポラチオン、同輩団体もまた、国家とこの四重の関連の中にある。それらは、国家の援助と干渉なしに（自分の影響権で）その利益を満足させるかぎり、国家から自由である。国家に支払の義務のあるかぎり、国家に服属する。権利能力と訴願能力のある限り、法的な人格としての国家公民である。最後に、選挙権その他によって国家意思の形成に、参与し、あるいは国家業務の委託によってその遂行に参与するかぎり、国家機関である。

この四つの機能のすべてが、同じようにすべての集団に委ねられるわけではない。そこから組織形態の最大限の多様性が生ずる。国家から自由で、法的な人格も政治的権利も持たないような諸団体が知られている。たとえば、そのような諸団体は、国家的行政管区の住民である。政治的官庁はこの団体のために活動しなければならない。それは救済の対象である。国家は管区の住民の共通の利益を承認し、国家機関にその世話を命ずる。この国家団体そのものは、自治的代表的機関がないので、自分の機関を持たず、団体としての権利も義務も持たない。資格と義務を与えられる場合にしか、諸機関も諸個人も個別の団体構成員にならないのである。

この種の団体は受動的—公法的団体（passiv-öffentlichrechtliche Verbände）と呼ばれる。国家は個々の権利を諸団体に認めることができる。たとえば自治行政の権利。また義務を課すことができる。たとえば団体のために租税分担額を規定し、個々人への割り当てを団体に委託する。おそらくこの場合に、国家そのものが、個々人から租税を取り立て、個々人を義務主体にすることができる。同様に、国家は、わが国の帝室直属地がかつてそうであったように、選挙権を団体全体に認めるかあるいは

個々の団体構成員に直接認めるかという選択をしなければならない。それゆえわれわれは、まず義務主体であることを捨象して、権利主体の役割において団体を見て、次に権利主体であることを捨象して、義務主体の役割において団体を見て、第三に、同時に二つの役割において見る。多くの諸団体は国家意思の形成と遂行に参与している国家機関であり、他の諸団体は完全に国家から自由な存在である。

四つの点のすべてに関して、どの位置がある集団に認められるべきかは、国家の恣意に委ねられるのではなく、集団の利益の性質から明らかとなる。たとえば国家は企業家団体を国家機関にすることはできず、産業行政の権限を任せることができるだけである^[原註17]。国家は労働者の利益と企業家の利益に同じように配慮しなければならず、それゆえその利益が企業家の利益に一致することはないからである。国家は企業家団体を国家から自由なものとして取り扱い、公共の利益を損なわないかぎり、生産の組織をそれに任せておくことができる。だが市町村の利益は、たいていは国家の利益でもあるので、国家は市町村に国家の機関として自治行政を認める。同様に国家は本質的な事柄については地方を国家機関に任じない。地方の利益は国家の利益とほとんど対抗するからである。それに対して、国家利益に抵触しないような案件については、国家は地方を国家から自由にしておくことができる。宗教的な事柄について、宗教団体を国家から自由にさせておくことは、国家にとって危険なことではない。国家は賢くふるまい、国家が調停できない諸対立を国家外の生活に置き、それによって宗教闘争を国家にとって無害のものにするのである。教会は全体としては国家に服属するものではないが、個々の信徒は、世俗の事柄については、誰でも国家の服属者である。世俗の事（temporalibus）については、国家は教会を遇するにあたって、あたかも諸個人だけが存在し、団体は存在しないかのように振る舞う。ある種の事項（台帳記入、婚姻締結）については、教会を国家機関として利用する。

国家から自由であることと国家の機関であることは、国家における諸集団の位置にとって重大な指標であるが、非常に様々でありうる。彼らにとって最も決定的な違いは、統一した立法と行政の枠内で、つまり統一国家の枠内で、委託された個別の権限を持つのか（自治 *Autonomie* あるいは自治行政 *Selbstverwaltung*）、あるいはそれが国家高権を汲み尽くすほどの権限を持つのかである。ある種の高権（領土高権、財政高権等々）は国家の本質構成的な指標と見なされている。そのような高権がある団体に承認されているならば、それは国家的性格を持つことになり、それは国家の中の国家となり、共同社会は複合国家となる。その結果、概念的には国家に属していた諸機能は、全体と構成部分とに分かれる。全体国家は国民（*Volk*）の集合利益の一部だけを実現し、他の利益の実現を構成国家に委託する。これこそ上述した利益分裂の完成した形態である。その基礎にある事実、各個人の生活、たとえば、一方では精神的能力を、他方では肉体的能力を向上させるために、科学団体とスポーツ団体に同時に属している個人の生活の中で、何度となく示されている。現代の強力な連合形成の衝動は、分業の結果、多様な集団的欲求の各々に対応して、多様な集団的繋がりが必要となるという事態にさかのぼる。

しかし、利益の分裂が広がり、統一国家を引き裂くほどになるのは、いつのことだろうか？ 利益の分裂が——支配者の政治的な賢明さを前提とすれば——国家からの分離と完全に新しい共同社会の形成を要求するほどに強くなることは、稀である。どんな国家でも、落ちぶれてしまわないかぎり、

まったく同じようにある種の任務を受け入れ、遂行している。人間と財産の保障、「安寧と秩序」の保障は、文明化されたすべての共同社会の任務なのである。そのような目的に限定された、唯一の普遍的世界国家は、今日すでに考えられることであるかもしれない。その他の点では、編入された共同社会は完全に自由であり、世界国家の立場から見て、国家から自由である。同様に、その権限を絶対的な共通利益の実現に限定するかぎりでは、いかに困難な状況であっても、オーストリアの全体国家も考えられるものであり、正当なものである。英国、オーストラリア、カナダが、政治的な統一体を形成することができるなら、地理的にまとまっているオーストリアの諸邦がそうできないことがあろうか？

王統、言語、歴史の事情によって、キューバは母国にとどまらなかった。独立戦争によって身につけた賢明な自己規制によって、英国はカナダ自治領を今まで確保している。そこでは、最大の自己感情を持つ民族（Nation）であるフランス人が、人口のほぼ半分をなしているにもかかわらずである。国家の生存において、諸制度が賢明であるか愚昧であるかは、決定的な要因である。オーストリアは、インターナショナル原理（Internationalitätsprinzip）にとって古典的な地である。ナショナリズムの名前を汚している帝国主義の過度の伸張にもかかわらず、将来はその原理のものである。この将来の原理が——もちろん様々の「抽象化」の後に——まず純粹にドナウ地域で実現されると想像できるなら、帝国の今日の発熱状態においてはむしろ幻覚と呼ばねばならない想像であるが、測り難い将来をわが国に予知することができる。残念ながらわれわれには、あまりにも多くの過去があるので、将来に多くを期待することができない。

分別ある政治にとって、利益分裂は、国家の分裂ではなく、整序を意味するものである。自己放棄がなければ、すべての人の意思、すなわち多数派の意思には、従属できないので、どの利益も国家から自由にしておかねばならない。それが非常に強力なもので、それ自身が国家形成原理となることができ、国家の重要な高権を実行することができるなら、領域的に、この特別利益は共同社会の連邦国家的な整序を要求する。反抗し、全体性を損ない、それを引き裂け！ 確かに民族性原理は、近代国家をなおも支配すると思われる階級であるブルジョアジーの国家形成原理である。同様に、民族的な事柄には多数者原理は存在しないということも、実践的に証明されている！ 諸民族集団が国家から自由で、構成国家にされなければならないということに、なお一体どんな別の証明が望まれるのだろうか？ わずかな手段であとどれほど時間を失うことであろう？

ドイツの方に目を向けよう——それが流行である。ドイツ帝国は連邦国家であり、しかも強力な統一体である。これほど同質的な共同社会が連邦国家であり、オーストリアのような内部的に多様な共同社会が統一国家であるべきというのは、まずもって（a priori）笑うべきことではないのか？ 一民族（Rasse）だけが国土に住んでいて、方言の違いがわが国の言語の相違ほどは強くはないにも関わらず、イタリアでは、連邦志向が日々成長していないだろうか？ フランスでさえ、連邦主義の声が増え、ますます大きくなっていないだろうか？ 他方で、ほとんど全大陸での連邦についての経験に従えば、連邦が無力であると考えられる人びとが本当にいるだろうか？ もちろん不合理な連邦はオーストリアの死であり、確実な没落である！ オーストリアとハンガリーの間でおこなわれたような分離、あるいはむしろ、あらゆる理性、あらゆる歴史的経験、あらゆる国家的および国法的な知識を嘲笑する

ような統合，それによって君主国は確実な解体に瀕している！ 疾病は執刀医のメスなしには治らない。切ることが問題だとしか考えないようなとんまな者がいるだろうか？ どう切るかが，死と生を分つのである。

国家には国家に相応しいものを，種族（Volksstamm）には種族に相応しいものを与えるという，国家と民族（Nation）の大きな論議をオーストリアは回避することはできない。その固有の性質についての明快な理解と他の連邦国家の歴史的な経験によって賢明に導かれるならば，うまくいくであろう。

第16節 民族的権利の内容

われわれのこれまでの研究が示すところによれば，個人がよく整序された民族的権利と義務の主体となるためには，民族性宣言によって民族集団が，純粋に内部的な資格を実現し，法的に把握可能なものとならねばならない。それによって個人が民族的権利の主体になることができる。さらに，彼らのものであると想定される諸権利を本当に彼らが手にいれるべきであるなら，集団としての民族（Nation）が法的な人格として組織されなければならない。最後に，法的な人格としての民族は，国家から自由な存在，国家の公民，国家の服属者，国家の機関という，国家に対する四つの地位において組織されなくてはならない。これらの形式的先決問題が解決されれば，民族的利益とこの利益の実現に相応した民族的権利の内容についての問題がわれわれに残されるのである。すでに述べたように，純粋な民族国家は，国家的行政を通じて，同時に民族的諸課題を完遂する。それゆえ，民族的諸課題は国家的行政に包含されているので，われわれは未整序な総体からそれらを切り取らなければならない。

では，社会的および国家的な無限の諸課題から，民族的諸利益に関わる諸課題を，どのように遺漏なく見つけ出すのか？ 何が民族的利益であると認められ，法的保証によって，何が民族構成員（Volkslieder）と民族全体（Volksganze）の「民族的」権利になるのか？ この問題について，何が発見的な原理としてわれわれに役立つのか？

政治的に見れば，民族集団間の闘争は，国家の中の支配的影響力をめぐる諸種族（Volksstämme）の競争戦である。したがって，国家的な立法，行政，司法に対する民族政党の事実上の権力が，闘争目標である。その点までは，民族的志向を，国法上で諸政党の志向一般とは違うものとして扱う理由はない。院内会派の事実上の権力は，法的領域の外にある。「志願者がいない権力はない」のだから，権力を目指す諸政党の闘争が生ずる。立憲国家では，この闘争は，原理と政治的提案によって，反対派の多数の支持者を獲得し，多数派を少数派にすることに向かう。諸政党が民族的である場合には，この闘争手段は不可能である。熱心な宣伝活動をして，その支持層は増やすことも減らすこともできないからである。これによって，闘争は止めることもできず，苛烈なものになる。必然的に，オーストリア議会でおこっているように，他の手段に訴えるようになる。これも許されないなら，党派闘争の最後の手段（ultima ratio）が残っているだけである。

この闘争の永続を最後まで（usque ad finem）望むなら，政治的な方法による民族的諸権利の保護を諸民族政党に任せるので十分であり，法的な調整は必要ではない。法的な調整を望むなら，さもな

くば諸政党の権限であるはずの一定の権力内実の争う余地のない享受、国家権力に対する限定された影響力の国家的担保以外を目標とすることはできない。事実上の権力内実は法的なものにならなければならない。こうして政治的な問題は法的なものになるであろう。国家権力に対する事実上の影響力は国家的高権に対する法的な参与とならねばならない。法学者は、これを普遍的に認められた高権についての図式へと解消した。それが民族の関与を許すのか否か、どこまで許すのか、という問題を順次に吟味すると、民族的権利の実質について、遺漏のない法的に明快な見通しを得るに違いない。かくして、国家と民族(Nation)の対立に到達する。そして、これこそが核心点である。民族的な権力内実の法的な意味について、他の法学的な理解を考えることは困難である。

諸個人の共通利益の実現が国家目的であり、それゆえ特定の国家的高権はそれに照応しなければならないが、その共通利益は以下のようなものである。

1. 共同社会が統一体として通用することの利益、それゆえに一つの統一体として代表を出し、統一体と認められることの利益。この利益には、代理高権(Vertretungshoheit)、代表高権(Repräsentativhoheit)が照応する。国家は外部および内部に対してそれを持つ。民族(Nation)も明らかにこの統一体の利益を持ち、全体国家の枠内で、国家の他の諸民族および自民族構成員に対する代表高権が、民族に帰属せねばならない。

すでにここで、この方法は、諸民族(Nationen)が本能的に追求しているが、諸政党が多少とも不鮮明にしているものを、直截に表現するのを可能にする、という利点をわれわれにもたらしている。院内のポーランド人クラブ、チェコ人、南スラヴ人等は、帝国議会内での可能なかぎりの統一会派をいつも繰り返し形成しようとし、ドイツ人は連帯保証に固執している。諸民族は民族的な事柄について統一して代表を送ろうとするが、民族的な対立よりも強い経済的な対立が彼らを分裂させる。こうして最も発達した最強の民族(Volk)が最も弱い民族代表を持つことになる。なぜならそこでは経済的な諸階級が最も分化しているからである。それゆえ政党は、民族のために、民族が持っていない代表高権の代わりになることは決してできないのである。

諸民族はまず代表高権を必要とする。バデニーの言語令が出された時に、ドイツ人民族主義者が共通の特別代表を持っていたなら、聖職者とキリスト教社会党員は、親バデニーの態度を取ることでも無力な少数派になるか、初めから賢明にも多数派の意見に与したであろう。そうしていれば、ドイツ人は苦しい内部闘争を通じて異論者に連帯保証を強要することを免れたであろう。はじめてこの連帯保証が姿を現すのが、言語令がすでに発布された後で、決定の二年後であるということはなかったであろう。だが、民族的な特別代表制が存在していたら、個々の政党は、もはや政治的あるいは経済的な譲歩で民族の利益を軽視したり、裏切ったりすることはできない。

だが、国家にとっても民族代表制度は避けられない。それがなければ、委任を受ける調停当事者はまったく存在しない。政党が負う義務は、政党とともに崩壊する。妥協しようとする政党が別の政党によって取って代わられることで、民族的妥協が何度つぶれたことか。政党が民族を拘束することはできないが、いくら代表者が交代しても、民族団体は民族を拘束する。

バデニーがドイツ人の諸党派の指導的な人びとの同意をあらかじめ得ておかなかったか否かは、今日なお確実なことではないが、——それはしばしば主張されている。それはバデニーに何の役にも立

たなかったし、その後継者にもそのような同意は何の保障にもならないであろう。政党との契約は絶対的に無力である。——法律的に組織された諸民族（Nationen）の代表の間で結ばれたのでない妥協は、どれも失敗するのである。諸政府と諸政党は、穴のあいた袋で穀物を町へ運ぶ農民と同様に、すでに数十年にわたり愚弄されている。市場に到着した時には、袋は空っぽというわけだ！ 内閣が諸政党と話しを幾度まとめようとも、前者は王室の信頼をなくし、後者は選挙民の信頼をなくすことになる。だが、たとえ立法者がいなくなっても、法はある。たとえ後から全権代表が呼び戻されようとも、全権代表者間の契約は法的に存在する！

このような基本的な真実は、理論的な研究を必要とせず、しばしば実践家に知られている。それは既述の愛国者の諸研究、マデイスキの諸提案^[原注18]、全領邦議会で現われた企画^[原注19]、そして新しい諸研究の基礎になっている。だが、これらの諸提案は事柄の個別の側面のみを問題にしているのも、まったく不十分なものである。特に最後の企画は何を問題にしているのか、私はぜひ問わねばならない。今日のわが国の下院は全領邦議会以上のものなのか？ 民族代表の多数は同時に領邦議会の成員ではないのか？ 帝国議会の全政党は、民族的に見れば、領邦議会政党ではないのか？ この臆病なところみでは、われわれが既に持っている以上のものをもたらすことはないであろう。徴候的なものは、この概念に付着する思考の臆病さだけである。われわれが思考の勇気を持たないなら、どこから行動の勇気を手に入れるべきだろうか！

2. 内外への国家意思の暴力的な行使に必要なだけの人間の物理的な力を意のままにできるという共同社会の利益。軍事高権がこれに照応する。文化共同体としての民族（Nation）がこれを必要とするのは、民族成員による文化振興に必要な補助手段が不法に拒否されるときだけである。宗教団体の場合と同様、危急のときに国家から貸与される世俗の腕（*bracchium saeculare*）に対する権利で十分である。

3. 構成員が平和に共生する共同社会の利益。司法高権がそれに照応する。これを国家から奪い取ることは、いまのところ民族的要望の外にあるものである。

4. 全体の福祉を脅かすある種の危険を回避し（警察高権）、個々人の福祉を増進する共同社会の利益（福祉行政、文化高権）。前者の利益は、国家だけが有効に実現することができる。後者の場合には国家は民族（Nation）と競合する。利益範囲の区分は、国家の性質と民族の性質によって与えられる。国家はとりわけ物質的な助成をおこない、民族は精神文化の助成を引き受ける。諸民族（Nationen）は、学校制度、芸術、文学に関わる。だが民衆教育（*Volksbildung*）こそは物質的な文化の本質的な前提であるので、国家は教育制度のあらゆる段階で諸民族が保証すべき教育の最低限を規定する。だがそれに責任を負うことさえできない、貧しく未発達な諸民族には、国家はその最低限のために必要な手段を保障しもある。さらに国家は、信仰が重要な問題である諸民族に、完全に学校制度をまかせる。このようにして、信仰上の理由によるいわゆる民族的な「裏切り」や、逆に民族的な理由による、宗教問題での自己の自由な信仰に対する「裏切り」も引き合わないものになる。この相互の裏切り関係の中に、近年の青年チェコ党とカトリック人民党があったのである。

5. 上述の四つの根本的利益を追求するのに必要な物質的手段を手に入れ、使用する共同社会の利益。財政高権がこれに照応する。民族（Nation）もこれを必要とし、国家と民族は、連邦国家とその

構成国家と同様に、財政高権を分割しなければならない。どの民族もまったくその手段の主になっていないことから、今日どれほど多くの紛争が生じていることか。パーメンの領邦議会が、チェコ人の劇場、チェコ人の学校が援助をしているので、ドイツ人は次のような悲鳴をあげている。「われわれの税金でわれわれの敵を育てている！」と。どの民族集団もずっと騙されたと思っている。どの民族も劇場と学校を、好きなだけ——多ければ多いほどよい——つくればよいが、どの民族も自分で支払うべきだ。それでこそ、属人原理による区分が平和のために最大限の寄与をなすのである。最近も大学問題が非常にセンセーションを巻き起こしたが、誰も唯一の正しい方法を一言で示すことはできない。スロヴェニア人が大学をつくるのを希望し、その必要があるなら、彼らは神の名でそれをつくり、支払うべきであり、彼らの教養人自身に仕事に従事すべきであり、ドイツ人や国家は関わるべきではない。ドイツ人がメーレンで大学を必要としているなら、チェコ人に頼む必要はないであろう。彼ら自身が必要とし、要求している自治 (Autonomie) を、他人にも許すべきであるというだけである。

上の五つの利益の実現のために、共同社会は諸権力手段と諸高権を必要とする。それらは上述の諸利益に対して目的のための手段という関係になる。この諸権力手段とは以下のものである。

1. 共同社会が定住する領域を意のままにするという意味での領土高権 (Territorialhoheit)。これは民族性概念 (Nationalitätsbegriffe) にとっては最も非本質的なものである。民族集団は、その発展のためにはこの高権を——上述したように——必要としない。それは完全に国家のためのものである。だが民族的および国家的な国内組織にとっては、昔からある領域には一定の民族 (Nation) が住んでいるという事実は——誤解を避けるためにいつも繰り返すのであるが——重要な意味がある。民族的権利は、諸民族 (Nationen) の歴史的かつ事実上の居住地である領域では、完全に認められる。それは定住密度によって段階づけられるべきである。チェコ人は、ヴァツラフ王冠の諸邦の全範囲をその故郷と見なし、そこでは完全な権利を享受すべきだとされる。だが、その外では無力で無権利であってよいというわけではない。ドイツ人はかつてのドイツ連邦諸邦においては主人であるが (属人原理に従えば、一つの地域が二つの種族の故郷であることはありうる)、ガリツィアとダルマチアでは客人であり、異人や敵ではない。この点で、構成諸民族にとって、意思疎通は可能であり、必要なことである。どの民族集団も、自分の領域に他民族が、他民族の領域に同族がいるからである。他民族のなかでも権利を持つためには、彼らは他民族の権利を認めなければならない。もしヴィーンの市議会ではなく、統一体としてのドイツ民族 (Nation) が、ヴィーンのチェコ系学校 (もちろんチェコ民族が運営している) が公の権利を享受すべきか否かという問題に決定を下すべきならば、ドイツ民族は、プラハのドイツ人の同じ状況に関して、プラハの没落ドイツ人に決して責任を負わない団体とは違う決定をするであろう。

2. 共同体領域に存在する諸物を意のままにするという意味での対物高権 (Sachhoheit)。民族 (Nation) が認められた財政高権の行使において対物高権を必要とするか否かは、それが直接税あるいは間接税に関与するか否かに懸っている。

3. 共同社会に属する諸個人を意のままにするという意味での対人高権 (Personalhoheit)。これは国家の最も主要な支配手段である。これによって、国家はすべての個人に命令と禁止をおこない、こ

れによって募兵と逮捕をおこない、これによって人頭税を課すのである。この高権は法によって疑いもなく国家に帰属しなければならない。

しかし、民族 (Nation) にとっても、これは最も重要な、ほとんど唯一の支配手段である。民族は民族に関わるすべての案件でこれを必要とする。ここにおいて、対人高権は法によって (de jure)、専一的に民族に帰属しなければならない。

それにもかかわらず、国家を理解させ、その命令に服させるべきときに、国家は個人に言葉でしか命令することができない。そこから次のような結論が出てくる。対人高権は、法によって、民族に関わる案件では民族 (Nation) に、他のすべての案件では国家に帰属するというものである。その実施については、国家はそれを諸民族に委託する。民族的自治行政団体は直接税を取り立て、諸民族 (Nationen) はその成員のためにその言語で国法を刊行し、官庁の命令を仲介し、無償で民族的権利保護を与える。チェコ民族がヴィーンで、ドイツ民族がトリエステで依頼する民族的弁護士会は、法廷で民族成員の通訳と代理人となる。要するに、国家の対人高権は原理的なものになり、可能なあらゆる場合に、委任された権限範囲で、民族団体によって行使される。だが個人も、異民族集団の国家官庁と関係を持つ場合には、自民族の援助を求める法的に保護された訴訟の権利を持つ。諸民族にとって何と豊かで実りある内部権限範囲であろう！

4. 諸個人に全体利益の代理を委任する権利としての任官高権 (Amtshoheit)。

われわれの分析が証明しているように、多民族問題はより広い問題を孕むものであるにもかかわらず、今日では、官職をめぐる闘争が、オーストリアにおける言語闘争の核心点である。わが国では、すべての事物の自然な関係が狂っている。われわれが諸事実をありのままに見ることに怖じ気づいていたら、事実を曲げるプリズムの体系が出来上がり、壁に投影された像を現実だと思い、歪んだ絵筆で現実とは違うようにカリカチュアを描くようになるからである。手品師の技巧でもって、すべての統一の要因と平和の要因を排除し、国家に対する法的な影響力でもって、非和解的な対立を強化しただけである^{〔原註20〕}。代議員の制度によって内政と外政は切り離されている。内閣が議会において内政と外政を同時におこなわなければならなかったなら、ドイツ人、ポーランド人、イタリア人の三者同盟は、きつとつねに多数派であったであろう。外政の無意味な分離によって、こちらではチェコ人とポーランド人が統治政党で、あちらではドイツ人とポーランド人がそうである。概念的にはあらゆる方向の合力である国家が、二つの構成要素に分離されるのは、非常に意味深いものである。すべての構成要素の本質は分解することができる。だが、本当にそうになると、癩に障るものである！

そして、国内では？ 平和政党は圧迫され、大土地所有では、農業的ユンカーではなく、農業的かつ工業的な封建領主に、諸都市では、営業活動をする市民ではなく、一部は知識人に、一部は小売商に、地方教区では、農夫ではなく、田舎牧師に支配権を与えている体制により、平和政党は圧迫され、平和の声は窒息させられている！ 近代的生活を形成し、今日の国家を特徴づけている経済諸階級が、議会で発言の機会を得るのではなく、経済原理を眼中におかない封建領主、生産諸階級に養われている知識人、小市民の騒々しいデマゴギー、礼拝堂付き司祭層が、発言の機会を得ている。わが国の議会が経済的な利益代表制であるというより大きな嘘はない。それは議会でもなければ、利益代表制でもない。それゆえあらゆる国家的任務そのものの解決をする能力がない。

それにもかかわらず、最も困難な点である官庁言語の調整の解明に入ろう^{〔原注21〕}。次のように定式化することができる。どの民族集団もその成員によって統治されることを望む。かれらは他者支配を憎む。このことは確かに理解できることである。だがこの問題はどのように解決すべきか？ 法的に可能で有効な形での解決はどのようにして確定すべきか？

任官高権は大臣を通じて行使される王冠の大権である。しかし、大臣の責任は公正な行使についての保障を与えるものではない。逆に、大臣は議会多数派に依存している。その賛成を得て、大臣はその権限以上のことをなし得る。任官高権を諸民族集団に返還請求することは、すなわち王冠の任官高権を否認することである。それはかつて企てられたことがない。わが国では、最も正当で祝福豊かな要求、最も必要な要求は、不正と呪いとなってしまう。要求するものを公然と闘い取るのではなく、ひそかにだまし取るからである。その場合には、成果を享受することはないであろう。ヨブ記でのように、いつの日にか言わねばならない。主は与えたまい、主は奪いたまう、主を讃えよ！

だから、どの民族(Nation)もそれに相応しいだけの官位を占めねばならない(もちろんこれは立憲的な方法で可能である)とか、どの民族もその領域で民族の成員によって統治されなければならないというようなことが、言われているのではまったくない。役人の単一言語制や二言語制が要求されている。だが、それによるだけでは、民族としては何も得るところはない。既に見たように、引き続きドイツ人よりの政府は、チェコ語をも話すドイツ人で、すべての重要ポストを埋め、引き続きチェコ人よりの政府は、ドイツ語をも話すチェコ人で埋める。二言語制は、——双方の側で——異民族支配の最も有効な道具となりうるのである。いまや、少なくとも二言語制は、主体についての資格であり、法律的に把握でき、それゆえに法典化して利用できるものである。それは長所である。だがそれは異民族支配に対する防御手段ではなく、その優れた補助手段である。では、その代わりにどうすればよいのか？

すべての国家的職位が、旧帝国大審院規則が定めるように分けられている、と考えてみよう。カトリックにも、ヘルヴェチア派にも、アウグスブルク派の信仰にも、同数の参事がいなければならない、と。しかしながら、信仰は人間のなかで民族性(Nationalität)よりもこだわりの強いものである。二つの信仰に帰属することはできないが、たとえば父親がフランス人で、母親がドイツ人で、フランス語とドイツ語で育てられているスイス人の場合などは、どの民族性を持つかわからないことがある。精神的に二つの文化圏に通じ、自分のなかで統一することができるからだ。われわれの提案に従って、民族性が公法上の資格となってさえ、それを拒絶し、取り替え、民族的な感覚に疑問をはさむことができる。大臣の恩寵の中で信念はどうなるのか？ 恩寵は大臣とともに変わり、多数派とともに変わる。だが、官職に対する各民族の適切な影響力は、国家基本法でどのように確定されるべきなのか？

一般的な決まり文句ではなく、望んでいることを公然と言うこと、具体的な法的公準を提起すること、それ以外にはもはや何も言うべきことはない。諸民族集団は任官高権を望んでいる！ 単独ではなく、すなわち王冠と協力して。だが今日では、王冠が任官をおこなうのは、事実上官職貴族や封建貴族との協力によってのみであり、政党指導はようやくその役割に関与し始めたところである。彼らに代わって、諸民族(Nationen)がおこなっても、王冠の大権が切り縮められることはない。昔の

ドイツ人の帝国においては、カトリックおよびプロテスタントの帝国等族が帝国大審院参事および帝室参事を指名し、推挙し、皇帝がお気に入り任命し、任官させた。今日でもなお教会の職位では同様のことがおこなわれている。ここでも任官高権は国家と教会で分ち持たれている。わが国では、いつも隠然と同様のことがおこなわれている。政党が舞台裏で高位の司法官と行政官を指名し、内閣が彼らを提案し、王冠が彼らを任命する。オーストリアでは略取はないが、値切りや強請りをするのである。これが政治的モラルである。

持続的な平和を保証し、あらゆる異民族支配を排除する、法典化可能な問題調整は、以下のもの以外にない。選挙の形態であれば、適切な比率の任官への公然の介入を組織された民族団体に認めること、任官に対する公法的団体の部分的な参加が法的に認められるような多くの場合であれば、既述のように、委託した権限範囲で国家としての機能を民族的自治団体に任せることである。(第39節) 教会法の手引きを参照すると、ローマの教皇庁が政治的団体や民族的団体と任官高権をいかに巧みに分有しているかが分かるだろう。ここでは、インターナショナルな力——カトリックとはラテン語の「インターナショナル」のギリシャ語表現に他ならない——が、多くの民族(Nationen)と国家を基礎として、いかにして「永遠の」統一体に高まるかという古典的な例が見いだされる。その組織的な才から、オーストリアの政治家は多くを学ぶことが可能である。——もっとも、彼は国家に役立つことだけを学ぶのであるが。

第17節 公準の概観

国家行政についての現実的あるいは想像上の欲求を原理的に考慮せずに、われわれは、前提条件なしに、民族的理念を問題にした。この無前提性においては、多くの人が、いまましい演繹的な方法を認め、われわれが抽象的概念遊戯をおこなっていると思うであろう。だが、社会のおよび政治的な事柄については、単なる無駄話、無限の「然り—だが」、「だから—しかし」を超えるのを望むなら、われわれが選んだ方法以外のものはない。もしある原因の(われわれの場合では民族的利益共同体の)作用を確かめたいなら、この研究のために他の社会的要因をすべて除外あるいは無効にし、まったく純粋な状態で、この原因から何が帰結するのかを知らねばならない。その場合、たとえば物理学者が自由落下の法則を証明するために実験をするのと同様の手続きを、思考上でおこなうのである。物理学者にとっての実験が、社会学者にとっての抽象である。双方とも帰納的方法であって、演繹的な方法ではない。あらかじめ存在する「民族という存在(Nationalität)の概念」から法(権利)を演繹することは、われわれの思いつくことではない。われわれは、集団利益の一般的現象を推論の経験的基礎と見なし、この種の民族的諸利益の特殊な現象の存在と性質を描き、手持ちの在庫目録から簡単に取り出される法学の確実な命題と、諸利益の民族的敵対——あるいは多民族国家における——民族相互の敵対がどのような法的形態で貫徹されねばならないのかについての経験的に獲得した洞察とを、民族という存在の本質へとようやく導いたのである。もちろん、たいていの人にとって明白でないことは、すべて曖昧な演繹的推論である。

そのような抽象によって得られる諸結果は、いちど動かされた球が現実には永遠に回転し続けるのではないように、なお現実的なものではない。複数の諸民族集団が具体的な国家連合の中で生活して

いる。われわれの成果はこの事実に対して修正されて適用されるだけである。だが、国家を民族集団の言い渡しに従わせる前に、民族集団に与えるのと同様の権利を国家に与えなければならない。国家も取り上げられねばならず、しかも対向者と同様に前提なしにそうでなければならない。(第18-25章)

その前に、民族的理念の諸公準を概観的にまとめておこう。

- I. 国家および他の諸民族 (Nationen) との境界設定のための区分根拠として、属人原理を認める。それは、すでに今日一般的な行政原則であり、ますます日常的なものになっている。たしかに属地原理は、大きな統一的民族国家にとっては合目的であるが、多民族国家にとっては実行不可能だと思われる。
- II. このように区分された社会的集団である民族集団 (Nationalität) は確実な法的地位を必要とする。
 - a) 民族性 (Nationalität) は個人の法的な資格とならねばならない。民族的資格は民族台帳によって確定される。民族台帳は、明確な民族性宣言、あるいは秘密の宣言、一連の推定を基礎にする。

民族的資格は以下の法的請求権および義務と結びついている。1. 自民族に対するもの、2. 国家に対するもの、3. 他民族に対するもの。
 - b) 民族全体は、法的人格になり、私法的小および公法的な行動能力と法的能力を持たねばならない。そうしてこそ、民族 (Nation) は法的存在を持つからである。これがなければ、どんな民族性も実質的な意味で考えられない。
- III. 構成された民族は一定の範囲で国家から自由な存在になり (「自治 Autonomie」)、それゆえ多数派の決定にも、国家的支配にも服さない。他のすべての範囲での民族の国家への帰属は維持される。個々の民族同胞および種族は、すべての非民族的な関心事については、国家の服属者であり、国家公民であり、国家機関である。
- IV. 法的主体としての民族は代表高権と精神的文化高権を必要とし、その利益を守りその目的を促進するために、部分的に財政高権を必要とする。さらに権力手段として対人高権と任官高権を必要とする。

これらが多民族国家における民族的理念の諸公準である。もう終わりなのかと、読者は問うであろう。まだトラウテナウの県裁判所について、チリとヴェッケルスドルフについて、街頭の看板について、チェコ人のギムナジウムについて、国内公務での官職要求について、何も聞いていない！ 読者は、リンツ綱領について、精霊降誕祭綱領について、他の一連の綱領について、詳細に覚えていて、研究に研究を重ねている。これらの事柄すべてについて、ここでは問題にせず、ただ時々決まり文句を発するだけである。彼は、多くの、おそらく数百の要求を思い出すが、これらの諸公準は彼には目新しいものである。ここで他の諸要素を持ち込まなければ、問題が不必要に複雑になることはないであろう。

ある点では、私は責任があることを承認する。まったく新しい民族的問題が持ち込まれている。今日オーストリアでは問題になっていない階級の民族的問題である。なかでも各民族 (Nation) と同

志の官僚層の民族的問題、学生、教養人、半教養人の民族的問題に、広範な大衆の民族問題が付け加わる。彼らには、執務室の壁の中での官庁語はいつでもよいことで、他の民族集団、いわゆる劣等民族集団との闘争は主要問題ではない。彼らの諸要求は、まず自民族にむけられている。自由をわれらに与え、パンをわれらに与えよ！ 民族的な官僚層のためではなく、それぞれの官僚主義と闘っている大衆のナショナリズムは、民主主義的なナショナリズムであり、官僚的なナショナリズムとの交代を呼びかけている。「指導的」なピラは、千度もそれを黙殺するかもしれないが、それは生きながらえ、大衆のなかに浸透し、ブリュンの多民族綱領でその最初の表現を見だし、チェコ人とポーランド人のかつての閉鎖的な隊列を解体し、前線を完全に打ち壊す。それは諸民族（Nationen）の間に平和をもたらし、いままで前衛であった世襲貴族と官職貴族に戦争をもたらす。この闘争を通じて、オーストリアは再生するであろう。それは古いドイツ人中心主義的な官僚的オーストリアではないし、無政府的な封建的オーストリアでもなく、強固な民主主義的なオーストリアであり、強力な諸民族（Völker）の強力な連合である。それは、ドイツ人のカーストの支配ではなく、分別あるドイツ人の指導のもとにある。そして、この要素は恣意的に持ち込まれるのではなく、現実の中にあり、意識的に、故意に従来読者が拒絶していたものの理論的表現にすぎない。

問題は複雑なものにはならなかったはずだ。民族諸党派があちこちで目を瞑って手探りで石を拾い上げ、その手がぶつかるままに、一部は敵の城を攻撃する武器に用い、一部は自分の城をつくる建築石材として用いた。争いの炎が、今日はこちらで思いがけずちよろちよろ燃え、明日は国家の忘れられた隅で高く燃え上がる。かくして怒った市民は偶発事件あるいは悪意の放火だと信じる。誰もその関連を見ないし、統一国家の見せかけの無秩序な破砕がどのような終結に導くのか、偽りの偶発事件がわれわれをどこへ駆り立てるのか、誰も説明を与えられない。われわれの任務は、無数の個別現象の基礎にある統一的な主要傾向を提示することであった。民族諸党派のすべての公準、すべての道程、すべての訴えは同一の根本的努力の表出形態にすぎない。それはそこに姿を現すことなく、覆い隠されている。政府も諸党派も、あえて絵のヴェールに触れようとせず、事実そのものを見ようとしない。彼らがどこへ向かっているのか認めようとしない。彼らが、結果について明らかにしてみようとするとたちまち、オーストリアがどれほど死にかけているか、瓦礫を片付け、新しくつくるための労働負担がいかに途方もないものか、を知ることの恐怖にとらわれる。それゆえ、全体として何を欲しているのか誰も語らず、それゆえ、誰もが瘡癩的に個々の隣人にしがみつ き、喧噪によって現代についての希望と疑念を麻痺させる。だが、ついには、この国の存在条件について明らかにならざるをえず、言い繕いと偽装は止めざるをえない。それゆえ、われわれは現象に拘泥するのではなく、捨てられなくなった幻影とわれわれオーストリア人を特徴づけている思考と行動の怠惰とを顧みず、最奥の根柢を探し出すよう努力したのである。

〔原注〕

[13] 当然にも、国家行政は、組織されていない団体をも考慮に入れるが、権利を承認するというやり方でおこなうことはない。人格としての資格が必要だからである。イエリネックはこの法的な能力のない形象を受動的—公法的諸団体と呼び、行為能力を持つ公法的権利の担い手である能動的—公法的諸団体と区別した。われわれにとって、この区別

はなお意味があろう。

[14] いわゆる実質の意味での法律である。

[15] いわゆる実質の意味での政令である。この区別は法的規定の内的性質から生じ、それゆえに実質的といわれる。形式からいえば、議会の立法によって規定されるものをすべて法律と呼び、政府によって規定されるものをすべて政令と呼ぶ。それゆえ、多くの法律は官庁にしか関係していないので、本当は政令なのである。

[16] 個人と国家の相互連関についての上述の図式化は、実質的には、主体としての公的権利についてのイエリネックの体系に戻ることになる。事情に精通している読者がすでに気づいているように、わたくしの研究は概してそれに基づきをおいている。私の考えでは、積極的 (positiv) 地位、消極的 (negativ) 地位、能動的 (activ) 地位、受動的 (passiv) 地位を区別することで、国家の存在様式についての非常に明瞭な洞察を得ることができる。この図式を概念的に展開することだけにしたい。消極的地位が国家からの自由の状態なら、積極的地位は国家の個人に対するあらゆる関連を意味し、それゆえ能動的地位も受動的地位も包含する。したがって、積極的地位の内部に新しい区分原理が必要となる。国家それ自身のなかで活動する個人 (国家機関) から国家活動の手段としての個人 (義務主体) と目的としての個人 (権利主体) を区別することによってのみ、それが可能だと考えられる。それによって、積極的地位は機関 (能動的な国家成員 active Zivität), 国家公民 (積極的な国家成員 positive Zivität), 服属者 (受動的な国家成員 passive Zivität) の状態に分かれる。もちろんこの場合、用語は検討の余地がある。

[17] 同業団体の場合についてと同様である。

[18] Madeyski, Nationalitätenfrage, Wien 1899. –Politische Betrachtungen. Wien 1900.

[19] Rud. v. Scala, Ein österreichischer Generallandtag, Berliner Zukunft. Bericht der, "Neuen Freien Presse" vom 6. März 1900.

[20] S. Springer, Staat und Parlament. Wien 1901. Brand.

[21] ここでは問題の原理的側面だけに関心に向けている。ここで略述された論点はすべて第二部で詳論される。